

令和7年第2回

甘楽町議会定例会会議録

第 2 号

6月12日（木曜日）

令和 7 年第 2 回甘楽町議会定例会会議録第 2 号

令和 7 年 6 月 1 2 日（木曜日）

議事日程 第 2 号

令和 7 年 6 月 1 2 日（木曜日）午後 1 時 0 8 分開議

- 日程第 1 議案第 3 0 号 令和 7 年度甘楽町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 議案第 3 1 号 令和 7 年度甘楽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 議案第 3 2 号 甘楽町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 3 3 号 甘楽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3 4 号 甘楽町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3 5 号 甘楽町運動施設の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 7 委員会審査報告 総務文教常任委員会
- 日程第 8 発議第 2 号 義務教育費国庫負担制度を拡充し、教職員定数の改善を求める意見書（案）
- 日程第 9 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について
- 日程第 10 一般質問 第 1 番 萩 原 一 章（「限界集落」の安全安心の確保について）
- 第 2 番 山 田 邦 彦（幼稚園の跡地利用について）
- 第 3 番 山 田 邦 彦（トイレに子ども用の「洗面台」を）
- 第 4 番 山 田 邦 彦（交通安全対策の強化を）
- 第 5 番 中 條 道 明（外国人住民との共生に向けた取り組みについて）
- 第 6 番 横 尾 稔（甘楽富岡地域定住自立圏について）
- 第 7 番 田 中 享（「街路樹」や「植え込み」等の適切な管理について）

第 8 番 田 中 享 (甘楽町カスタマーハラスメント防止
条例の制定について)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２人）

1 番	中 條 道 明 君	2 番	萩 原 一 章 君
3 番	田 中 享 君	4 番	新 井 六 美 君
5 番	横 尾 稔 君	6 番	堀 口 博 君
7 番	白 石 豊 樹 君	8 番	吉 田 恭 介 君
9 番	山 田 光 男 君	1 0 番	金 田 倍 視 君
1 1 番	中 野 喜久勇 君	1 2 番	山 田 邦 彦 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	森 平 仁 志 君	教 育 長	近 藤 秀 夫 君
会計管理者（会計課長）	宇佐美 智 博 君	総 務 課 長	五十里 比登志 君
企 画 課 長	田 中 睦 宏 君	住 民 課 長	高 橋 義 信 君
健 康 課 長	小 間 布美代 君	福 祉 課 長	高 橋 功 君
産 業 課 長	秋 山 勝 重 君	建 設 課 長	小 澤 大 蔵 君
水 道 課 長	富 田 和 幸 君	教 育 課 長	増 田 剛 久 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	齋 藤 文 康	書 記	金 倉 遥 香
---------	---------	-----	---------

○開 議

午後 1 時 0 8 分開議

◇議長（金田倍視君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。

○日程第 1 議案第 3 0 号 令和 7 年度甘楽町一般会計補正予算（第 1 号）

◇議長（金田倍視君） 日程第 1、議案第 3 0 号を議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 2 議案第 3 1 号 令和 7 年度甘楽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

◇議長（金田倍視君） 日程第 2、議案第 3 1 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 3 議案第 3 2 号 甘楽町税条例の一部を改正する条例について

◇議長（金田倍視君） 日程第 3、議案第 3 2 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第４ 議案第３３号 甘楽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（金田倍視君） 日程第４、議案第３３号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第５ 議案第３４号 甘楽町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（金田倍視君） 日程第５、議案第３４号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第６ 議案第３５号 甘楽町運動施設の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例について

◇議長（金田倍視君） 日程第６、議案第３５号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第7 委員会審査報告 総務文教常任委員会

◇議長（金田倍視君） 日程第7、委員会審査報告を行います。

総務文教常任委員長、登壇をして報告を願います。

◇総務文教常任委員長（中野喜久勇君） 委員会の審査報告を行います。

令和7年6月12日。甘楽町議会議長金田倍視様。甘楽町議会総務文教常任委員会、委員長中野喜久勇。委員会審査報告。本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、甘楽町議会会議規則第94条及び第95条の規定により報告いたします。1、開催日時。令和7年6月6日午後2時10分。2、場所。甘楽町役場大会議室。3、出席者。委員長、中野喜久勇。副委員長、中條道明君。委員、田中享君。委員、吉田恭介君。委員、山田光男君。委員、山田邦彦君。4、欠席者。なし。5、会議事件説明のため出席を求めた者。教育長、近藤秀夫君。総務課長、五十里比登志君。企画課長、田中睦宏君。住民課長、高橋義信君。会計課長、宇佐美智博君。教育課長、増田剛久君。

審査の状況。

○陳情第1号 義務教育費国庫負担制度を拡充し、教職員定数の改善を求める意見書採択の陳情書

義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が1/2から1/3に引き下げられている。

教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を拡充し、教職員定数改善を推進することが必要となる。

また、きめ細やかな教育活動を進めるために、更なる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

本陳情は、よく理解できるとの意見の一致をみた。

よって、本陳情は採択すべきものと決定した。

以上です。

◇議長（金田倍視君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

陳情第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第8 発議第2号 義務教育費国庫負担制度を拡充し、教職員定数の改善を求める
意見書（案）

◇議長（金田倍視君） 日程第8、発議第2号 義務教育費国庫負担制度を拡充し、教職員定数の改善を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中野喜久勇君、登壇して説明願います。

◇11番（中野喜久勇君） 発議第2号。令和7年6月12日。甘楽町議会議長金田倍視様。提出者。議会議員、中野喜久勇。賛成者。同、中條道明。同、田中享。同、吉田恭介。同、山田光男。同、山田邦彦。義務教育費国庫負担制度を拡充し、教職員定数の改善を求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり甘楽町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

義務教育費国庫負担制度を拡充し、教職員定数の改善を求める意見書（案）。

今、学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種教職員の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き

下げられました。また中学校においては2026年度から引き下げる方針となっており、今後は、小・中学校に留まることなく、高等学校での早期実施と、きめ細かな教育活動を進めるために、更なる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられましたが、自治体間の教育格差を生じさせることなく、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請であり、そのための財源を保障することが国の責務です。

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、国の施策として定数改善に向けた財源を保障することが不可欠です。このためにも国庫負担率2分の1への復元など、義務教育費国庫負担制度の一層の拡充が必要です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。記。1、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を拡充し、教職員定数の改善を推進すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見を提出いたします。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣あて。甘楽町議会議長金田倍視。

以上です。

◇議長（金田倍視君） 提案者の説明が終わりました。

ここで質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） 異議なしと認めます。

発議第2号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第9 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（金田倍視君） 日程第9、閉会中の所管事務継続審査・調査申出書についてを議

題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました「継続審査・調査申出書」のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定しました。



午後1時23分休憩

午後1時29分再開



○日程第10 一般質問

◇議長（金田倍視君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第10、一般質問を行います。

質問は、あらかじめお手元に配付した質問一覧表の順により発言を許します。

通告書に沿って簡潔にお願いします。

最初に、質問番号1を議席2番萩原一章君、登壇の上、質問を願います。

◇2番（萩原一章君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づき、質問させていただきます。

地域人口の50%以上が65歳以上の集落は「限界集落」と言われ、冠婚葬祭などの社会的共同生活を維持することが困難になってくるとされています。このような集落では、住民の流出による空き家の増加も顕著になっています。甘楽町でも、秋畑地区や新屋地区などに該当する集落が見られ、実際SNSで町内の複数の集落が紹介されています。

一方、3月25日付の朝日新聞によると、近年空き家を狙った侵入盗難事件が急増し、特に群馬県はその認知件数が、埼玉県に続いて全国第2位となっています。また、同紙は、人通りが多い都市部よりも、人目につきにくい郊外の空き家が狙われていると指摘しています。事実、町内でも該当する事案の発生が伝えられています。

様々な事情で、限界集落にある自宅から離れて暮らしている人の中には、家財をそのまま残し、定期的に自宅に戻ったり、周辺の田畑を耕作したりしている町民も少なくありま

せん。町でも空き家対策等を行ってはいますが、このような集落の住民及び関係者の生命・財産の安全を守り、安心を確保するためには、さらなる施策が必要ではないでしょうか。そこで伺います。

①いわゆる「限界集落」の安全・安心の確保のために、町としてどのような施策を講じていくのか、基本的な考えをお聞かせください。

②そのような集落は、進入していく道路が限定的であり、防犯カメラの設置が有効ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

③限界集落に限らず、住民が自ら防犯カメラ関連機器を設置するなど、対策を行うことも、安全・安心の確保のために重要だと考えます。そのための町としての支援策を講ずべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上、町民の貴重な生命・財産を守るために、町としてのお考えをお示してください。よろしくをお願いします。

◇議長（金田倍視君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（森平仁志君） それでは、萩原議員の「『限界集落』の安全安心の確保について」のご質問にお答えをさせていただきます。

議員のご質問のとおり、秋畑地区をはじめ、新屋地区、そして国峰地区の一部の高齢者の一人暮らしや空き家の増加等によりまして、防犯面においての心配は増していると、そういうふう認識をしております。

町として、地域の安全を確保しまして、住民が安心して生活できる環境を整えることが重要と考えております。

まずは、地域住民の防犯意識を高める啓発運動の強化を図りたいと思っております。

そのためには、行政と地域住民、さらには民間企業や各種団体と連携を図り、多様な主体が協力して取り組むことが肝要と考えます。地域づくりは、1つの主体だけでは解決できない課題が多く存在するため、協働による取り組みも不可欠となりますので、今後も皆さんの声に耳を傾けながら、安全・安心な生活環境の実現に向けて取り組んでまいります。

具体的な対策につきましては、担当課長からお答えさせますので、ご理解賜りたく、よろしく願いを申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 総務課長。

◇総務課長（五十里比登志君） 命によりまして、お答えをさせていただきます。

最初に、質問①についてですが、近年、空き家を狙った侵入窃盗事件は急増しており、直近5年間で、認知件数が3倍に、被害額は4倍に増えているようです。

このような状況の中、町の防犯に対する基本的な考え方は、自助として可能なことは実践してみることが肝要と考えております。まずは「狙われない」ための対策を自ら講じることが重要であり、具体的には外観で空き家と分からないよう、郵便受けを空にしておくことや、定期的に庭の除草を行うこと、またタイマーなどで室内の電気をつけることなどが有効的な手段になりますが、何より貴重品等を放置しないことが、窃盗被害を回避する手段と考えております。

次に、質問②についてですが、防犯カメラの設置につきましては、4月の全員協議会でもお答えさせていただきましたが、令和7年度におきまして、防犯カメラ1台分の予算措置を講じておりますので、警察並びに関係機関と設置箇所等、効果に関して協議を行い、今年度中には必要な箇所に設置したいと考えております。

防犯カメラは、犯罪の抑止となるほか、有事の際には情報提供も可能なことから、地域住民の安全・安心に繋がるものと考えております。

ご承知のとおり、昨年度は消防団第1分団第2部の詰所に、防犯カメラを設置いたしました。設置した場所は小幡地区になりますが、秋畑地区を含めた防犯対策として、警察並びに関係機関と協議を行い、効果的な場所として判断され設定されたものです。

次に、質問③についてですが、町の支援策として、地域の様々な防犯に取り組んでいただくため、現在、町内に126名の防犯委員さんを委嘱させていただいております。委員の中には、仕事を抱える現役世代の方も多く、何かとご負担も多い中、地域内パトロールを実施するなど、防犯対策にご尽力をいただいております。

また、夜間の安全・安心を確保するため、平成28年度に防犯灯の全町LED化を図り、以降毎年、各行政区の要望に沿って必要な箇所への増設を行い、現在町内で約1,500基の防犯灯を設置しており、夜間等の高齢者や子どもたちの防犯、交通安全対策に努めております。

さらに、空き家対策といたしまして、家を貸したい所有者と借りたい人を繋げる「空き家バンク制度」を実施しており、実際に昨年度におきましては、秋畑地区で空き家となっていた住宅の売買契約が成立した案件もありました。これらは、借主・買主が当該地区へ

の定着を図る手段として、地域活性化に寄与する有効な施策と考えております。

そして、共助施策といたしまして、平成29年3月30日に高崎郵便局長及び町内4郵便局長と「地域における協力に関する協定」を締結いたしまして、局員が配達業務中に、高齢者や子どもたちの様子や道路・漏水等の異常、不法投棄が疑われる廃棄物や空き家家の管理など、気になる状況を発見した場合は、その情報を町に提供していただくよう、地域の見守り活動を行っております。

同様な活動では、民生委員さんや老人クラブによる見守り活動や、消防団や交通指導隊による防火・防犯のための巡回パトロールを実施しており、地域住民への注意喚起と事故・防犯等の未然防止に努めております。

最後に、住民自らが設置する防犯カメラ関係機器に対する支援策についてであります。この質問におきましても、4月の全員協議会でお答えさせていただきましたが、公助として関係機器の設置費用に対する補助制度を新設したいと考えております。現在、すでに助成を行っている自治体の補助対象者の要件や補助率、補助対象機器の範囲等につきまして調査を行っており、要綱制定に向けて準備・検討を進めております。

町といたしましては、今後も地域の安全・安心な生活環境の実現に向けまして、関係機関と連携を図りながら積極的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

質問番号1について、2回目の質問がありましたら、願います。

萩原議員。

◇2番（萩原一章君） 地域の皆さんが、限界集落の地域の皆さんが、自分たちで安全を守るために協働していくことは大変重要であるというようなことを町長、ご答弁いただきました。ありがとうございます。確かにそのとおりだと思いますが、具体的には、答弁の中にもありましたように、そういう地域の方々、高齢化しています。自分たちで自分たちの集落を守る、あるいは自分の家を守るというのは、なかなか難しい部分が出てきます。そういった地域コミュニティの組織化といいますか、そういったことに向けて、町としてどのような手助けをしていくか。そのようなことについてもお答えいただけるとありがたいと思いますが、よろしく願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 町長。

◇町長（森平仁志君） 確かに、地域の皆さん、高齢化して、一人暮らしも多くなったと

ということで、なかなか地域コミュニティといいますか、昔と同じように、地域がまとまって活動する、そういった状況も難しくなってきたというのは、私も認識をしているところです。

先ほど、課長からも答弁もありましたけれども、民生児童委員さんや防犯委員さん、その他いろいろな団体の方々にそういった活動もしていただいています。そういった方々も含めて、一緒に1人の方が孤立しないように、一人暮らしのお家の方が孤立しないような取り組みを、そういった団体の方と協力しながら取り組んでいけたらというふうに考えています。もちろん、個々の暮らしている状況も異なると思いますので、生活の中の住宅の中の改造等、必要であればまたご相談に乗って、支援等も行っていきたいとも思っていますし、一人暮らしの方が不安を持たずに暮らしていける、それは大前提として取り組んでいきたいと思いますので、ご理解をお願いできればと思います。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありますか。

萩原議員。

◇2番（萩原一章君） ありがとうございます。民生委員さんをはじめ、町の各種役職にある方々、大変苦勞しておられます。ぜひ、そういった方々もやりがいのあるように、町としての支援をぜひお願いしたいと思います。

併せて、今、総務課長の答弁の中にあった、防犯カメラ関連機器等をご自分で設置する町民に対しては補助を考えていただいているということで、前、同様の質問、1年余り前でしょうか。同僚の堀口博議員が質問させていただいた時の答弁から比べると、この間の総務課長の答弁の中にあったように、自治体が防犯カメラ設置の補助を行っているというのは3倍ぐらいに増えています。事はそれくらい緊急性を増しているということだと思います。ぜひ、今ご答弁いただいたような補助制度をさらに進めていただきますようお願いをして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇議長（金田倍視君） 以上で、萩原一章君の質問が終了しました。

次に、質問番号2、3及び4を一括して質問願います。議席12番山田邦彦君、登壇の上、説明を願います。

◇12番（山田邦彦君） 私は「幼稚園の跡地利用について」「トイレに子ども用の『洗面台』を」「交通安全対策の強化を」について、質問いたします。

まず「幼稚園の跡地利用について」、伺います。

町の子どもたちが元気に遊び、学んだ幼稚園が閉園となり、現在は更地となっています。今後は、公園整備をするとしていますが、ぜひ子どもたちが元気に安全に過ごすことのできるスペースにしていきたいと思います。

都市公園法による「公園」の定義は都市計画法によるものですが、すでにそれぞれ69年、57年前の規定となっています。当初は「猛暑日」や「沸騰化」などの言葉さえありませんでしたので、今回の幼稚園の跡地利用の公園には、いわゆる「公園」にはそぐわないと思います。ぜひ考え方を変えて、屋内で快適に過ごせるものにすることを提案します。

その上で、児童館を設置し、その中に公園の機能を入れてはいかがでしょうか。

また、公募による建設委員会を作り、案を練ることも大事だと思います。

いかがでしょう。町の考えを伺います。

次に「トイレに子ども用の『洗面台』を」について伺います。

町内にはたくさんの使いやすい、きれいなトイレが設置されています。住民の皆さんや観光客の皆さんからも褒めていただいています。これからもその水準を維持していただきたいと思っています。

また、先日来、私が所属する団体よりトイレの改善についての要望に、早速対応していただき、ありがとうございます。

さて、子どもたちがトイレを使い終わり、手を洗うことをしようとすると、蛇口まで手が届かない、こういった所が多数あります。ぜひ、もっと使いやすいトイレにするために改善をと思いますが、いかがでしょう。

子どもは「町の宝」。町の未来、夢、の立場で検討をお願いいたします。

まず、実際に子どもたちに使ってもらい、実態調査することを提案いたします。

全てのトイレに子どもたちが使いやすい、背の低い洗面台を設置すること。

そして、広さや費用などで設置工事ができない所は、踏み台などを設置することも大事だと思います。

町の考えを伺います。

最後に「交通安全対策の強化」について伺います。

通学時、子供たちの列に自動車が突っ込む事件が多発しています。何よりも事故を起こさないことが大事で、運転手が安全運転に徹する必要があります。

しかし、事故はなかなかゼロにはなりません。「もし起きてしまったら」を考える必要

があると思います。特に、ぶつかった時に頭に強い衝撃があると、即、命の危険が増します。また、後遺症にも繋がります。

そこで、子どもたちにヘルメットの着用を勧めること。これは災害時にも大いに役立ちます。

また、町がヘルメットを支給することもあると思いますが、いかがでしょうか。

町の考えを伺います。

◇議長（金田倍視君） 質問が終了しました。

質問番号2、3及び4について、一括して答弁を願います。

町長。

◇町長（森平仁志君） 山田邦彦議員から3つの質問をいただきました。

初めに「幼稚園の跡地利用について」のご質問にお答えをさせていただきます。

閉校・閉園となりました公共施設等における跡地の活用にあたりましては、令和4年度に「甘楽町公共施設等活用検討委員会」を立ち上げました。行政需要や財政負担、そして地域住民の皆さんの要望等を総合的に勘案しながら、その活用方針を報告書としてまとめ、議員の皆様にはご報告申し上げてきたところであります。

現在、この報告書の活用方針及び上位計画である「甘楽町第6次総合計画」における公共施設の維持活用計画に基づきまして、公共施設等の跡地利用を計画的に進めておるところであります。

旧幼稚園の跡地利用につきましては、大幅な見直しは難しいところではありますが、山田邦彦議員のご提案については、貴重なご意見として、これからも参考にさせていただければと考えております。

児童館につきましては、関係者の皆様のご意見、ご要望を伺いながら、甘楽町にふさわしい児童館、もしくは児童館の機能を持った施設の在り方などについて、今後、設置場所も含めて、調査・研究を進めさせていただきたいと考えております。

ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えさせていただきますので、ご理解賜りたくよろしくお願い申し上げます。

次に、2つ目のご質問であります「トイレに子ども用の『洗面台』を」のご質問にお答えをさせていただきます。

公共のトイレにつきましては、誰もが利用でき、そして使いやすく、そしてきれいなトイレでなければならないと考えております。

現在、町で管理しているトイレの洗面台のほとんどは、大人向けに設計されているため、小さなお子さんが使用する際に、ご不便をおかけする場合がありますことにつきまして、大変申し訳なく思っております。

山田邦彦議員のご指摘のとおり、トイレに子ども用の洗面台を設置することで、小さなお子さんが使用する場合であっても、便利でそして快適に利用できるものと認識をしております。

しかしながら、全てのトイレに子ども用の洗面台を設置することは、時間的にも、また費用的にも非常に困難な面がございます。小さなお子さんがよく利用されると思われるトイレを優先的に、どのような対応が可能か検討して、実施してまいりたいと考えております。

こちらにつきましても、ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） 4番の「交通安全対策の強化を」については、私のほうから答弁をさせていただきます。山田邦彦議員の「交通安全対策の強化を」のご質問にお答えさせていただきます。

子どもたちの安全確保については、最優先課題の一つと認識をしております。町の交通安全の取り組みといたしまして、子どもたちが安全に通学路を登下校できるよう「通学路交通安全推進協議会」を設置して、PTAの代表者、学校関係者、県並びに町の道路管理者、警察など関係機関のご協力を得て、通学路の現地調査と点検を実施しております。そして、危険箇所や改善箇所の把握やその対応について、協議し実施しております。また、各小学校では、警察による交通安全教育などの指導も行っており、通学路の安全対策には特に力を注いでおります。

しかし、議員のご質問にもありますように、子どもたちが通学時に交通事故に巻き込まれ、死傷者が出るといった大変重大な結果を招いた状況を伝える報道がなされております。自動車運転者側の過失による事故については、通学路の安全対策だけでは未然に防ぐことはできず、ハンドルを握る運転者が事故を起こさないよう、交通安全の意識を強く持つことが求められております。

ご質問の趣旨は、事故が起きてしまった場合を考え、ヘルメットの着用によって頭部のダメージを和らげることが、死亡の確率や障がいの度合いを下げるということだと承知し

ております。そこで2つの質問をいただいております。

質問①のヘルメットの着用を進めること、災害時にも役立ちますという、このことについてですが、まず子どもたちが通学時にヘルメットを着用することによって起こる心身への影響、また近年の異常気象による熱中症などの体調不良、小さな子の首へのヘルメットをかぶることによる負担増等々も考えられます。

まずは「子どもたちが安心して楽しく通学できる環境づくり」が大切であるという観点を持っております。想定される状況などをよく検証し、保護者や関係機関を含めた協議も必要だと考えております。

従いまして、町が通学時に子どもに対しヘルメットの着用を勧めることは、現時点では考えておりません。

質問②の町がヘルメットを支給することについてですが、①でのお答えのとおり、現時点では通学時のヘルメット着用を勧めることは考えておりませんので、町からのヘルメットの支給ということについては考えておりません。

今後も、家庭や学校、関係機関と連携しながら、子どもたち自身が安全意識を高め適切な行動が取れるよう、交通安全教育や啓発活動など、安全確保のための様々な施策に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 福祉課長。

◇福祉課長（高橋 功君） 命により、質問番号②の「幼稚園の跡地利用について」のご質問にお答えいたします。

初めに、①の公園の機能を有した児童館の設置についてのご質問ですが、旧幼稚園の跡地利用につきましては、公共施設等の跡地利活用方針に基づきまして、防災機能を有した公園等を整備する計画となっております。現在、国の社会資本整備総合交付金を活用しまして、防災機能を有した公園等を整備することで、令和5年度からすでに工事を着工しており、事業の見直しは難しい状況であります。

このため、児童館の建設につきましては、新たな場所を選定する必要があるほか、どのような機能や設備を有した施設にするかについては、今後の検討課題となっております。

山田邦彦議員がおっしゃる公園機能を有した児童館となりますと、敷地面積の必要性や建設費用が多額となることが想定されます。児童館の建設、設置にあたりましては、将来に負担を残さず、最少の経費で最大の効果が期待できる施設規模が求められますので、公園機能を有した施設にするかについては、ご意見としては承りますが、慎重に進めたいと

考えております。

続いて、②の公募による建設委員会を設置することについてのご質問ですが、本年度中に内部の「児童館設置検討委員会」を立ち上げまして、先進地の視察をはじめ、建設場所、施設規模、運営形態など、どのようなサービスや機能を有する施設にするかなどの検討を行い、児童館の設置のための基本計画・方針などをまとめさせていただければと考えております。

同時に、学識経験者、教育・保育・福祉の関係者、保育園・こども園、小・中学校の保護者代表、公募による委員などで構成されております「子ども・子育て審議会」におきましても、ご意見やご要望を伺いまして、当町にふさわしい児童館の全体像を具現化したいと考えているところであります。

児童館の設置にあたりましては、住民ニーズを踏まえ、地域に愛され、多くの人に利用される施設でなければなりません。様々な関係者の皆さんからご意見などを伺った上で、どのような設置方法が適切かを判断しながら、児童館の設置に向けた準備は進めさせていただければと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、命により、質問番号3の「トイレに子ども用の『洗面台』を」のご質問に答えをいたします。

初めに、①の実態調査を実施することについてですが、実態調査のご提案をいただきましたので「にこにこ甘楽」を利用されている小さなお子さん連れの保護者の方に聞き取り調査を実施させていただきました。

「子どもがトイレを使用する際に不便を感じたことがありますか」という質問に対しまして、9割以上の方が「ある」「時々ある」という回答でした。

聞き取り調査の結果、小さなお子さんがトイレを使用する際に「保護者が同伴され、お子さんを抱きかかえて手を洗わせている」ということが分かったほか、町への要望としては「踏み台を設置して欲しい」という意見が多数あることが分かりました。

このため、山田邦彦議員のご指摘や今回の聞き取り調査の結果を踏まえまして、何らかの対応が必要であると考えています。

次に、②の全てのトイレに低い洗面台を設置することについてですが、現在町が管理しておりますトイレは40か所以上ございます。男女別でそれぞれ改修するとなりますと、その倍の箇所になります。

このため、改修には、スペースの問題ですとか、多くの時間と費用がかかりますので、

すぐにできる対応はないかという視点で対応を考えたいと思っております。

そこで、③の質問にありますとおり、すぐにできる対応として、聞き取り調査でも多くの要望がありました「踏み台」を設置する方向で検討したいと考えております。

ただ、全てのトイレになりますと、かなりの数になりますので、小さなお子さんがよく利用されると思われる公共施設や、遊具のある公園等のトイレを中心に、踏み台の設置を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

質問番号2について、2回目の質問がありましたら、願います。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） 基本的なスタンスとしては、了解しました。

ただ、先ほど1回目の質問のときにも指摘させてもらったんですが、猛暑日ですとか、地球が沸騰化するというのが、今世界中で話題となっている訳です。この後、定住自立圏の話も一般質問の中で出ますが、富岡市とそういう形で造られた児童館、市内にありますよね。そこで視察研修させてもらったんですが、外に遊具を作ったんですね。いわゆる広場みたいな形で使用したんですけど、冬は寒くて遊び手がない。夏は夏で、遊具そのものが高温になって、怪我のリスクもあるので、遊ぶのを禁止させていくという話がありました。その反面、室内に、先ほど指摘させていただいたような、子どもが安全に遊べるスペースを作りましたら、そこはもう1年中賑やかに子どもたちが安全に過ごすことができているというお話を伺いました。

先ほども、いろいろな面で防災を有した公園、令和5年からもう仕事を始めたという話でしたが、具体的にどの程度進んでいるかって、現場へ行くとよく分からないんですけれども、要素をそういう形での切り替えさせることも非常に大事だと思うんですね。

福島地域には、福島北防災広場がありますが、あそこも以前から植樹をしたらどうか、あるいはあずまやを造ったらどうかという提案をさせてもらいましたが、そういうふうにはしないという答弁でした。実際にできていません。今、普段の利用状況を見ますと、ほとんど利用がされていないんですね。もともとが防災広場だから、災害があった時に使えばいいじゃないかという観点であればそれでいいんですが、実際にあそこ、オープンする時にはそうじゃなくて、普段から住民の皆さんが憩える場所、安全に過ごせる場所という話を伺いながらオープンしたんですね。

そういうふうなことも考えてみると、ただ単に公園整備をするだけだと、やはりさっき

課長のほうからも、お金が云々ということがありましたが、公園整備だって随分お金がかかる訳ですから、それを上手に、今私が書いたのは、児童館とかと複合施設みたいな形で考える時期だと思うんです。これだけ沸騰化が進んだ今となつては、防災を視野に入れただけの施設だと、やっぱり逆の意味でもったいないと思うんです。

ぜひそういう形で、国とも相談しなくてはいけないらしいので、それも含めて検討をしていただければ、今からでも良いんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それと、②のほうなんですが、いろんな案を持ちながら今推移しているというのがよく分かりました。それで、児童館に特化したそういう推進委員会とか実行委員会とか建設委員会みたいのを作る必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（金田倍視君） 町長。

◇町長（森平仁志君） それでは、2番目の質問なんですが、ちょっと順番逆になりますけど、②のほうですけれども、もちろんこの建設委員会の案を、作る案を練るという要望でしたけれども、この点につきましては、課長の答弁のとおり、児童館建設、児童館の機能を持った施設、複合施設にするかどうか、そういったことも含めて、建設場所も含めて検討委員会を内部そして外部の方から意見を寄せていただいて検討していく予定になっていますので、こういった形の委員会的なものは設置をしますということでお話をさせていただきます。

そして、幼稚園跡地の部分なんですけれども、防災機能というのがやはりその部分がないと国が補助を出してくれないということになりますので、どうしても防災部分というのは取り組まないといけないのは必須ということで、町としては認識をしているところです。

また、その中で小幡幼稚園につきましては、大手門の跡の近くということで、駐車場の用地も、大型バス等の用地も確保しなければなりませんし、町の指定になっています足軽長屋も、今は奥のほうにありますけれども、それもできれば前のほうに出していきたいと意向があります。そういう歴史的な部分も含めた、建物も含めた公園ということで、小幡幼稚園と小幡小学校のプールの跡地については、そんな構想が今進んでいるところです。

福島幼稚園につきましては、消防の詰所の移転も含めていろいろな部分も含めて、今防災関係として計画を進めているところです。

単なる今の跡地を平らにして遊具を置いただけの公園では、そういう構成ではないということだけちょっとご理解をいただければなというふうに思っています。

もちろん、今の幼稚園跡地がいいという、建設委員会等の中でそういった意見も出てくるかもしれませんが、町の今進んでいる計画のご事情をお話ししながら、その中でまたそういう含めながら、費用の部分も含めながら、検討していただければありがたいかなというふうに考えております。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3 回目の質問がありますか。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） 町の行う事業とか、たくさんある訳ですけれども、今までにも道路を整備しながら、途中で例えば設計変更ですとか、いろんな事情が変わって、工事をしながら、目的はもちろん変わらない訳ですけれども、やることが今までの例も多々ありましたよね。そういうことを考えれば、先ほども話にありましたが、公園整備が令和5年に決定されて始まったという話ですが、やっぱりそこは、いわゆる柔軟に考えて、防災の機能を持ちながら、児童館の機能を持ちながら、あるいはそれ以外のいろんな機能を持ちながらというふうな、例えば建物も若干建てるようなイメージで今お話がありましたから、そういう意味での、変更しながら事業を進めることも可能だと思うんです。これだけ毎年いろんな意味で、上のほうの制度が変わったり、いろんな補助制度も変わったりしている訳ですから、かたくなにもう決めたので変更ができませんよということじゃなくて、今まで幼稚園があった場所というのは、児童館を建てる上でも、そのほかのいろんな住民の方が集う場所としては一等地だと私は思っているんです。ですから、そういうことからすると、新たに町として土地を確保しなくちゃいけないということもありますので、セットで一石二鳥、一石三鳥とかいう形でも進められると思うんです。今回の①に関してですが、児童館とかそういうふうな考え方が入る余地が全く無いのかどうかを伺います。

◇議長（金田倍視君） 町長。

◇町長（森平仁志君） 児童館に特化したお答えになってしまいますけれども、もちろん児童館をどういう施設にしようか、単なる児童館ですと、昼間は開いている訳ですから、そうでなくて総合的な、多分議員さんもそういうお考えもいろんな機能を持ったという意味で、今のご発言の中でいろんな機能を持ったというのは多分そう意味合いかなという、こちらとしては思っています。

そういう中で、柔軟に、もちろん柔軟に検討委員会の中で検討していただければ良いです。一番は、いろんな条件を鑑みて幼稚園の跡地が一番良いでしょうとなれば、そういう

方向で、計画も見直さなければいけないというふうに考えていますし、いや、もうこの計画はそういう計画があるのであれば、違うこういう所にこういう場所があるんだからここに造ったほうが、こっちはこっちでそういう計画を進めたほうが良いでしょうという意見になれば、そのように進めていただきますし、かたくなにということではなくて、そういうご意見があれば柔軟に考えていきたいというふうに思いますし、しかしながら今の現状で国に報告してありますのは、そういう計画ですということでご報告をさせていただきました。柔軟にというご意見がありましたので、柔軟に考えていきたいというふうに思っております。

◇議長（金田倍視君） 質問番号2が終了しました。

質問番号3について、2回目の質問がありましたら、願います。

◇12番（山田邦彦君） 質問3は了解しました。

◇議長（金田倍視君） 質問番号3が終了しました。

質問番号4について、2回目の質問がありましたら、願います。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） こちらも基本的には考えが同じかなというふうに納得しました。

ただ、ヘルメットって、今は軽いし丈夫だし、いろんな意味で使いやすくなっているんですね。ですから、先ほど言われた心身への影響ということで、何かヘルメットをかぶると体調が不良になったり、首がうんと負担が増えて疲れたりというふうな、そういうふうに受け取られるような答弁でしたが、もっと気軽にできるヘルメットがいっぱい出ているんですよ。実は今、道路交通法でも、バイクはもちろんですけど、自転車でも努力義務になっていたり、町内の中学生はもう随分前から、何年前かからは分かりませんが、10年か20年か、もっと前から自転車に乗る時にはヘルメットを着用していますよね。それももっと前、30年、40年、もっと前でしょうか。その時には自転車でヘルメットなんていうのは、考えも及ばなかったですよ。それが当たり前のようにヘルメットを着用できるようになった訳です。

それで、先ほど教育長も言われましたが、運転手が全員、交通法規を守れば1つも事故は起きないんですね。ただ、事故というのはやっぱりいろんな要素が絡み合って起きる訳なので、いざとなった時に、やっぱり身を守るといえるか、私たちの立場からいうと、子どもたちの身を守らせる、そういう機能を果たすシステムを作る必要があると思うんです。

一番良いのは、自動車の通る所と子どもたちが通う所を、全く別のエリアに変えれば良いんですよね。それはでも不可能ですよね。今の段階では。

そういう中で、いろんな職場では「安全配慮義務」という言葉が今あちこちで使われています。自分が例えば経営する会社の運転手ですとか、危険にさらされるような業務をする人には、事前に予見可能性というんですか、それと結果回避可能性という2つの基準で安全配慮義務というのが規定されています。例えば、学校は、よく言われることは、家を出てから家に帰るまでが学校なんだよと。修学旅行なんかでも、家に帰るまでが旅行の一部なので、気をつけて帰ってねという話をされます。それを今回の質問と合わせれば、やっぱり危険があるということは、教育長も認識をされているようです。だとすれば、その危険に子供たちがさらされないように、いろんな策を練る。それを実行するということがないと、安全配慮義務に欠けるんだと私は思うんですね。

ですから、そういう立場で、要するに性能の良いヘルメットを選んで、子どもたちに負担のかからないような運用の仕方というのは十分できると思うんです。ぜひ、そういうふうなものがどの程度あるのか、それがどの程度お金としてかかるのか、子どもたちが安全に暮らすためにはぜひ必要だというふうに思いますので、その辺りの検討を始めてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（金田倍視君） 教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） ただいま第2の質問をいただきました。重要性、そして危険性というんですか。そのものは本当にどなたも我々も含めて、保護者の方々も含めて、認識は同じだと思っております。

その中で、先ほどから私のほうの答弁にもあったんですけれども、交通安全、自分の命は自分で守るという基本理念の、防災でもそうですけれども、それをいかに子どもたちに身をもってというか、子どもたちに身につけさせる。まずそれが基本にあって、その後のそれぞれの施策を講じていく。そういう中で、先ほど山田邦彦議員がおっしゃったように、できる範囲で大人が考えていくということが必要なんだということ、それもよく理解できるところでございます。

現在、ヘルメットの実施というのがなされているのが、全国でも地域がいくつかに分かれております。実際には、非常に歴史のある昭和40年代辺りの非常に日本が自動車の時代になって、交通戦争というような時代があって、それをきっかけに、その地域で広まっていて、それが今に繋がっていると、いろんな地域の状況ということもございます。

そんな意味で、先ほどもまずは想定されるいろんな状況、保護者の要望等々も含めて、検証をすることは必要であるという答弁をしておりますので、いろいろな機会に、そういうことは検討はしていきたいと思っております。

ただ、今の段階では、先ほども言ったように、ただそういう中で強制的に子どもにかぶらせる、そういうことは考えてはいないということでございますので、先ほども山田邦彦議員もありましたように、時代の流れの中で、それがどういう具合に進んでいくかというのは、ちょっとまだ私たちのほうでは計りかねておりますので、今の私たちの私の見解ということでの答弁でご理解がいただけないかなという考えであります。ご理解の程、よろしくをお願いします。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありますか。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） ご理解できないんです。実際に、全国でもういわゆる危険地帯じゃない所で子どもたちが被害に遭っているんですね。いつ甘楽町でそういうことが起きるかというのは分からない訳です。それなので、再三提案させてもらっているんですね。

子どもたちの命は自分で守る。それができないから話をしているんです。ある程度大人になれば、危険予知ですとか、安全対策とか、私嫌いな言葉ですけど、自助、共助、公助みたいな感じでの話はいいかと思うんですね。ところが、子どもたちに、特に小学生1年生はまだ6歳になったばかりですから、そういうふうなことができないので、公が大人たちが守らないといけないのが今回のテーマなんですよ。今のところ、今のところと言われましたが、ではいつになったら本当に子どもたちが危険なんだということを認識できるんでしょうか。

私は、それこそ今決めてというか、今感じなければ、もうずっと実際に被害に遭うまで感じないというふうになってしまうんです。それだと、さっきの安全配慮義務とか、今までのちょっとキザに言いますと、人類の英知とかというものにも反すると思うんですね。実際に今、ある団体の方が、入学の時に黄色の帽子を子どもたちに配っていただいています。例えば、それを相談しながらヘルメットに切り替えていくとかいうこともできると思うんですね。そういうことも含めて、子どもたちを今の大人が守れないといけないという見地に立っていただいて、先ほども繰り返しますが、今軽くて丈夫で良い、しかも安いヘルメットがたくさん出回っていますので、ぜひそういうものも検討に、この中に入れてい

ただければと思うんです。

それと、教育長が「強制的に」という言葉を使われましたが、強制的にかぶってもらおうということは、私、提案していないんです。ですから、その辺りは理解を得ながら、希望者には全員とか、そういう形で、最初から全部強制的にということにはならないかと思うので、その辺りも含めて、さっきの話なんですけど、柔軟に捉えていただいてそういうふうに、求める方にはぜひそういう仕組みというんですかね。今の言葉だとスキームというんですかね、作っていただいて、安全・安心を提供していただければ良いかなと思うんです。そういう見地で考えていかがでしょうか。

◇議長（金田倍視君） 教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） ありがとうございます。今の最後の言葉にも言っていただいたように、強制という部分での発言がちょっとあれだったかと思います。現在においても、学校への通学については、特別こういう、何というんでしょうね。携帯でこういう帽子をかぶって、こういう服装でとかということは一切もちろんございませんし、ご家庭の判断で学校まで、現在でも送ってきていただいているようなお子さんもおりますし、そういうことについては、それぞれのご家庭のそれぞれの判断で十分、学校のほうでこうしなさいとかということは一切言っておりませんので、今のような形でかぶらせると、かぶらせるといふか、かぶる方向で少しでも早くというようなご家庭があるとすれば、当然それは学校としてそれをこうしなさい、あしなさいというようなことは無いのが現状ですので、いろんな形の中から少しずつそういうものが出るのであれば、それはもう全然問題無いと思います。

私どもの見解ですと、やはりそれを全員のご家庭ですとか、地域で認識を1つにして、1つの状態で進めていくというようなそういう意味合いが強かったことは、今申しましたような方向で広い、あるいは先ほど言ったように、それが進んでいって、保護者同士でも町での補助を求めるとか、そういうような、あるいは町からの補助をしていくというようなそういう議論が出て、議会等でもご承認いただければ、そういう方向に行くことになることも考えられることではあるかと思います。

以上です。

◇議長（金田倍視君） 質問番号4が終了しました。

以上で、山田邦彦君の質問が全て終了しました。

続いて、質問番号5を議席1番中條道明君、登壇の上、質問を願います。

◇1番（中條道明君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書のとおり質問させていただきます。「外国人住民との共生に向けた取り組みについて」。

近年、外国人労働者の数は年々増加しています。群馬県の令和6年12月時点での外国人住民の総数は8万1,396人で、令和5年12月時点に比べ9,081人（12.6%）増加し、過去最高とあります。甘楽町においても、令和6年12月時点で234人、前年度から26人の増加で、人口比率は1.9%になっています。また、甘楽スマートインターチェンジ周辺の企業誘致が今後進んでいくと考えられますので、さらなる外国人労働者の増加も予想されます。

町では現在、多文化共生事業として「はたらくための日本語講座」など、様々な施策を行っていると思いますが、改めまして以下の点について、町の具体的な取り組みを質問させていただきます。

（1）空き家を活用し、住環境を整備し提供する施策について、町はどのような検討を行っていますか。具体的な支援制度の導入や所有者との調整方法等について伺います。

（2）ゴミ問題への対応として、今現在行っている外国人労働者に向けたゴミ処理方法の周知や啓発活動があれば教えてください。

（3）外国人住民と町民の皆さんがより良い関係を築くための交流イベントの開催が地域社会の結束を強めると考えますが、町として今後どのようなイベントの計画がありますか。また、企業や個人雇い主、そして地域団体と連携したイベントの可能性についても伺います。

（4）通勤や買い物に、自転車を利用する外国人の方が多く見受けられ、自転車の交通違反の罰則も厳しくなることから、交通事故防止が喫緊の課題と考えます。警察や雇用主と連携した交通安全教室の開催を提案しますが、町としてこのような取り組みを支援する計画はあるでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（森平仁志君） それでは、中條議員の「外国人住民との共生に向けた取り組みについて」のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、議員から数字のお話もありましたが、現在町には5月末で265人の外

国人の方が住民登録をされまして、暮らしておられます。最近、ベトナムはもとより、ネパールやインドネシアなどからの転入も見られるようになってきています。議員のおっしゃるとおり、今後さらに、現状の様々な分野、業種の労働力の現状から見ましても、外国人町民が増えていくと思われます。

外国人技能実習生は、あらかじめ日本の文化や習慣を学んでは来ていますが、実際に日本で暮らし出すと、日常生活の小さなトラブルも発生しているのが現実です。行政と企業が中心となって、地域を含め、お互いにコミュニケーションを取って、地域のルールを正しく理解してもらわなければ解決しない問題であると思っています。

町といたしましても、町の国際交流振興協会や、さらには企業サイドといいますか、企業側の皆さんとも協力し合って、多文化共生事業に努め、生活面のサポートと居住地域での交流を促進していきたいと考えております。甘楽町で暮らす外国人の方にも、住んで良かったと思えるような、そして幸せに感じてもらえるようなそんな取り組みが進められればなというふうに考えております。

ご質問の詳細につきましては、担当課長よりお答えをさせていただきますので、ご理解をいただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 企画課長。

◇企画課長（田中睦宏君） 命によりお答えいたします。

ご質問の（１）空き家を活用し、住環境を提供する施策の具体的な支援制度の導入や、所有者との調整方法についてですが、町では空き家バンクを実施し、貸手と借手のマッチングを支援しております。相談受付から物件紹介まで担当職員が仲立ちを担い、成約に至るよう、双方の希望条件や現場の立ち会いを行っております。双方の合意が得られた後は、不動産業者を介して、賃貸及び売買へと繋がっております。外国人労働者を住ませたいという企業からの相談もありますので、企業側の代表者と所有者の条件のすり合わせに対応しているところでございます。

次に、ご質問（２）外国人労働者に向けたゴミ処理方法の周知や啓発活動についてのご質問ですが、転入手続の際において、ゴミの出し方を丁寧に説明させていただき、ご理解をいただいているところでございます。

また、甘楽町国際交流振興協会が実施いたします「はたらくための日本語講座」の中で、昨年は「ゴミの出し方教室」を町と連携し実施いたしました。今年度におきましても、同様に「ゴミの出し方教室」を開催する予定でございます。

そのほか、外国人向けにゴミの出し方動画の紹介や、ゴミの出し方を説明したチラシを英語版、中国語版、ベトナム語版と用意し、周知を行っております。

続いて、ご質問（３）交流イベントの開催計画があるか、地域団体と連携したイベントの可能性は、についてのご質問ですが、多文化共生事業といたしまして、町が行う様々なイベントへの参加の呼びかけを企業を通して行っております。お祭りや防災訓練など、多くの外国人の住民の方々に参加をしていただいております。

今後は、町のイベントだけでなく、地域のイベント等にも参加し、地元住民とのコミュニケーションが図れますよう、取り組みを進めていきたいと考えております。企業と地域を結びつけるため、ぜひとも地元の議員さんのご協力をお願いしたいと思います。

最後に、ご質問（４）の警察や雇用主と連携した交通安全教室の開催についてですが、甘楽町国際交流振興協会が、令和５年度に甘楽町に在住・在勤の外国人を対象とした自転車を使った交通安全教室を富岡警察指導の下、実施をいたしました。令和７年度につきましても、町はもとより、企業側にも協力を得ながら、国際交流振興協会とともに交通安全教室を開催したいと考えております。

議員の皆様におかれましても、甘楽町で暮らす外国人の生活面の支援や地域交流の促進にご協力賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

質問番号５について、２回目の質問がありましたら、願います。

中條議員。

◇１番（中條道明君） 今、町で行われている取り組みに関しては伺ったとおりで、実は今回２名雇用している個人主さんから、数十名雇用している企業さんまでちょっと４社お話を伺ってきたんですけども。今お話があったようにゴミの問題はこれが一番何か特化した問題になっているということで、町で先ほどもおっしゃった言語別の分別の仕方ですね。これには高く評価されていて、社内でも活用されているとおっしゃっていました。

そのほかのいろんな施策、取り組みをされているとは思いますが、実際この外国人の方、みんなに周知できているかというところはどうなのかという疑問もいただいたんですね。せっかくの取り組みが知られていないのでは意味がないんじゃないかということで、そこでちょっとまたもう一つだけお伺いしたいんですけれども、今現在役場の中でＫＯＴＯＢＡＬ（コトバル）を活用した外国人に対応した窓口というのは順調に利用されているという話は聞いているんですけれども、それとは別に、外国人を雇用されている企業の担

当者やその個人事業主の方、こういう方の専用窓口じゃないですけども、もしくはその担当者の方を置いていただいて、そこでの雇用者同士の情報交換や勉強会、またはこれから行われる町の取り組みや日程や内容ですね。こういったものを的確に発信できるような、それで雇用されている外国人の方みんなに周知が行くような、そういうシステムの構築というのでも欲しいという話も伺ってきたので、ちょっとそのような考えはあるかどうか、今現在ちょっと聞かせていただきたいんですけど、よろしくお願いします。

◇議長（金田倍視君） 企画課長。

◇企画課長（田中睦宏君） 特定技能基準省令書の一部を改正する省令が、これが改正になりまして、企業側は協力確認書というのを提出することになりました。今現在4月から企画課のほうに協力確認書を頂いておりますので、企業のほうと協力して、周知もできるようにして、協議もしたいと思っております。よろしくお願いします。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問は。

中條議員。

◇1番（中條道明君） 今その周知の問題では、企業さんは確かに周知されていたんですね。話を伺ったところ。ただ、少人数の2名から5名ぐらいの雇い主さんのところへは、やっぱり役場から連絡が無いと言われたんですね。そうすると、もちろんカレンダーや広報や、その他自分たちでそれを情報を取ってくれということになっちゃうと思うんですけども、それを要はまとめてできるようなシステムが欲しいということなんです。

これはもう最後、要望になってしまうんですけども、例えば交流イベントなんかにしても、これもちっと声を聞いたものをちっと言わせてもらうんですけども、今の町のイベントには確かにそういうふうに企業さんは呼びかけてもらっている。ただ、やっぱりそれは全体には周知されていない。もしどんなのがあったらいいですかという話を聞いた時に、例えば夏祭りなんかでは、何なら外国人の方に浴衣を貸し出して、町民の方と触れ合うというのがある。あとは、サッカーチームを持っているところもあったので、スポーツを通じた交流、日本人の方との大会、そういったものも考えていただければということで、お話をいただきました。ぜひとも企業さんだけでなく全体に周知できるような方法を取っていただいて、参加率を上げていったらいいんじゃないかと思います。

最後、ちょっと要望になってしまいますが、終わりにさせていただきます。

◇議長（金田倍視君） 答弁はいいですか。

◇1番（中條道明君） はい。

◇議長（金田倍視君） 以上で、中條道明君の質問が終了しました。

続きまして、質問番号6を議席5番横尾稔君、登壇の上、質問を願います。

◇5番（横尾 稔君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして「甘楽富岡地域定住自立圏について」質問させていただきます。

人口減少や少子高齢化が深刻化する日本において、地域の活力を維持し、安心して暮らせる地域づくりを目指す重要な取り組みとしているのが、総務省の「定住自立圏構想」です。

令和3年、一定の要件を満たす富岡市を中心市として、甘楽町、下仁田町、南牧村が連携し、それぞれの持つ魅力や機能を生かし「甘楽富岡地域定住自立圏」の協定を締結しています。

富岡市が中心的な役割を担う意思を表明し、各町村が富岡市と一対一で協定を結び、定住のために必要な医療、福祉、教育、交通など、生活機能の強化や相互の役割分担が定められています。

そこで、以下の点を質問します。

①この構想を推進するために、国からの財政支援が講じられていますが、富岡市と周辺町村では上限額に大きな開きがあります。これまでの成果を検証するとともに、妥当性のあるものなのか。

②次に、協定に基づき、富岡市が圏域全体の将来像や具体的な取り組みをまとめているようですが、当町は対等な立場で協議し、合意できていたのか。

③最後に、今後における広域連携の展望をお聞かせください。

◇議長（金田倍視君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（森平仁志君） 横尾議員からの「甘楽富岡地域定住自立圏について」のご質問に答えをさせていただきます。

国によります定住自立圏構想の推進は、平成21年度より始まりまして、制度開始から16年たった現在、全国で131圏域の472市町村が定住自立圏共生ビジョンに取り組んでおります。

甘楽富岡地域でも、令和3年11月に甘楽富岡地域定住自立圏共生ビジョンを策定し、

各事業に取り組んできたところであります。

5か年の計画である第1期の共生ビジョンも本年度が最終年度となりました。過去4年間については、毎年成果を検証し、そして見直しを行い、現在に至っております。

また、新たな第2期の共生ビジョンの策定に向け、本年度も各市町村担当者の打ち合わせ会議がすでにスタートしております。

人口減少や高齢化に対応するため、引き続き圏域市町村で連携し、住民の皆さんの暮らしに必要な機能を確保し、地域住民の皆さんが満足できる質の高いサービスを提供できるよう、各事業に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の詳細につきましては、この後、担当課長よりお答えさせていただきますので、ご理解賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 企画課長。

◇企画課長（田中睦宏君） 命によりお答えいたします。

ご質問の①国の財政支援について、成果を検証・妥当性についてのご質問ですが、国の財政支援につきましては、事業費の8割が特別交付税措置され、その上限額につきましては、中心市が8,500万円、近隣市町村は1,800万円になっております。特別交付税措置上限額に開きがあると感じるところではございますが、あくまでも国の制度上のことでありますので、現状で進めているところでございます。

令和6年度当該事業の特別交付税の申請実績額は、富岡市で5,146万4,000円、甘楽町は1,474万3,000円となっており、どちらも上限額に達していない状況でございます。

次に、ご質問②の対等な立場で協議し、合意できていたのか、のご質問でございますが、当然各市町村が対等な立場で協議をして、合意し、共生ビジョンを作成して各事業の取り組みを実施しております。

部会が9つに分かれておりますが、その9つの部会ごとに、市町村担当職員で十分な議論を重ね、取り組み事業案を決定しております。素案については、各市町村の住民から選出された15名から成る懇談会委員の皆様にご意見を伺い、多数のご意見をいただき、ビジョンの取り組み内容に反映させていただいております。最終決定につきましては、市町村長会議で審議いただき、共生ビジョンは確定する流れでございます。

本年度については、第2期の共生ビジョンを作成する年でもありますので、新規の取り組み事業も含め、各部会で十分に検討していきたいと考えております。

最後に、③の今後における広域連携の展望についてのご質問でございますが、次期ビジョンにつきましては、今のビジョンに沿った各事業を継承しつつ、時流に合った新規事業を追加検討しながら、策定に向けて協議をしていく予定でございます。

甘楽富岡地域の著しい人口減少や高齢化に対応するため、近隣市町村が役割分担しながら、さらに連携を深め、誰もが安心して住み続けたいと思える地域、人を引きつけ、暮らしてみたいと思える地域を目指し、未来を担う人材の定住を促進していきます。

時代の流れにより、多種多様な課題が現在発生しておりますので、将来を見据えた新たな取り組みも取り入れながら、広域市町村で協力し、課題対応に臨みたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、地域住民の生活に必要な機能の確保、結びつきやネットワークの強化のため、引き続きご理解とご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

質問番号6について、2回目の質問がありましたら、お願いします。

横尾議員。

◇5番（横尾 稔君） 目的としては、住民が安心して暮らせる地域の持続性という形だと思います。もう一つは、東京一極集中で、地方から東京圏に出ていってしまっ、帰ってくるのにも人口が少なくなると。また結婚する形のものが晩婚化して、人口減少こういうものを反映したり、また総務省が地方創生の形で応援しているんだと思いますが。今回の甘楽富岡地域に関しては、やはり独自性という甘楽町ならではの施策や要望がここで反映できているのか。そういうものが、第2の質問としてお願いしたいんですけれども、町としての独自性の施策が反映されて、意見として出されているのでしょうか。

◇議長（金田倍視君） 企画課長。

◇企画課長（田中睦宏君） 共生ビジョンを作成するにあたりましては、各市町村の担当者と協議をしながら、どんな取り組みができるかを検討しておりますので、独自といたしましても、共同でやってないと、独自でやっていっても共生ビジョンにはなり得ませんので、一緒にやるから共生ビジョンになるということで、ご理解いただけたらと思います。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありましたら。

横尾議員。

◇5番（横尾 稔君） なるほど。意味合いは分かります。立場的にも分かりますし、財政支援の形も理解できます。ただ、これが総務省の手引どおりの形で推し進められると、甘楽町の良さや、今私が聞きたいのは、そういうものをやることによって、住民が雇用創出や、観光で言えばいろいろな面でプラスになりますよ、地域ブランドがヒントがあって確立できますよというような形のものが答えていただけるならありがたいなという気持ちで今言ったんですけれども。

というのであれば、第3質問としては、先行されている構想の自治体があると思うんですけれども、そういうもの、そういうところの先行されている地域の自治体のものというのはたたき台で参考にはされているんですか。また、検証、どうしても今まで町長が答弁なさいました最終年度、5年計画の中での最終年度なものですから、私は検証面、どういう動きをして、どういう成果が出て、どういう住民が利点があった。デメリットはない構想だという、施策だというのは分かっていますけれども、そういうメリット性の形の中で質問したいんですけれども、よろしくお願いします。

◇議長（金田倍視君） 企画課長。

◇5番（横尾 稔君） 先行自治体は参考にしてないのでしょうか。

◇企画課長（田中睦宏君） 地域によって、課題、それから取り組む内容が違いますので、先行していたから良いものというものではないと思います。この地域で必要であるものをみんなで一緒にやって、共同でやりましょうという取り組みが共生ビジョンでございますので、そこで経費等使ったら交付税で措置されているというものでございます。よその地域が、よその県が何をしていたかというのはあまり参考にはしてございません。

ただ、市町村の職員もより良い取り組みをするために案を出し合いながら、協議し、ビジョンは決定させていただいております。

それから、検証でございますが、これは毎年実施をして、変更をかけて、4年間やってきておりますので、今後も新しいビジョンを作成するにあたり、参考にして進めてまいりたいと思っております。

以上です。

◇議長（金田倍視君） 以上で、横尾稔君の質問が終了しました。

質問番号7及び8を一括して質問願います。議席3番田中享君、登壇の上、質問を願います。

◇3番（田中 享君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づき、質

間させていただきます。

初めに「『街路樹』や『植え込み』等の適切な管理について」。

街路樹は、道路法上では「道路の付属物」と位置付けられ、地域の景観を美化する目的で育成されているほか、自然環境の保全や歩行する方に日陰を提供するなど、様々な目的の下、地域環境の向上に役立っています。

一方で、市町村によっては、手入れ不足による環境の悪化や、歩行者や自転車の走行障がいなどが発生するため、街路樹は常に適正に管理・運用されることが求められています。

具体的には、町道小川上野線と鎌倉街道の信号交差点から南方向へ向かい、甘楽中学校や文化会館方面へと続く、距離約400メートルのいわゆる「イタリア街道」についてです。

この区間は、平成16年、イタリア・チェルタルド市との姉妹都市協定締結20周年を記念して、当該道路にオリーブ等を植樹し「イタリア街道」と名付けたと承知しています。

しかし、それから20年以上が経過し、また中学生の自転車での通学路となるなど、当時と状況が大きく変化してきております。歩道を通行する際、街路樹のせいで遠くが見えにくい、反対側から来た歩行者や自転車などとすれ違うスペースが不十分であったり、落ち葉や台風等の影響による倒木により、車両や歩行者、自転車等に直接的な被害をもたらすこともあり得ます。また、定期的な剪定や落ち葉等の清掃など、維持管理には相当なコストがかかっていると思われます。

そこで、町管理の道路について、次のとおりお尋ねします。

1つ目。街路樹の維持管理には多額の費用がかかっていると思われますが、街路樹の必要性について、どのように認識されていますか。

2つ目。コスト削減の観点から、街路樹の必要性について見直す考えはありますか。

3つ目。イタリア街道の歩道の街路樹や植え込み等を撤去し、歩道等を拡張し、中学生の自転車が安全に走行できるようにしてはいかがでしょうか。一時的に撤去費用はかかりますが、その後の維持管理は少なく済むのではないのでしょうか。

次に「甘楽町カスタマーハラスメント防止条例の制定について」お伺いします。

顧客等からの迷惑行為などのカスタマーハラスメント、いわゆる「カスハラ」を防ぐための条例が、群馬県で本年4月1日、東京都及び北海道と並んで初めて施行されました。

「カスハラ」とは、総務省によると、次の3つの要素を満たすものとされています。

1つ。顧客、取引先、施設利用者等その他の利害関係者が行うこと。

2つ。社会通念上、相当な範囲を超えた言動であること。

3つ。労働者の就業環境が害されること。

群馬県カスタマーハラスメント防止条例の前文にあるとおり、私たちの社会において、事業者と顧客との関係は、経済活動の基盤となるものであり、顧客満足度の向上は、企業の成長や発展に不可欠な要素であります。

しかしながら、顧客からの正当な理由がない過度な要求、その他の不当な行為が行われ、就業者の心身に深刻な影響を及ぼしている現状もあります。相手の人格を否定するような言動や恐怖を与えるような行為はいかなる理由、またいかなる立場であろうと、決して許されるものではありません。誰もがその被害者、そして加害者にもなり得る問題であります。

連合（日本労働組合総連合会）が令和4年にカスハラに関する調査を行ったところ、直近3年間で自身がカスハラを受けたことがある人の割合は67.5%。群馬県庁が職員およそ5,000人を対象に行ったアンケートでは、過去3年間にカスハラを受けたことがあると答えた人が42%に上ったということです。

カスハラを受けることで出勤が憂鬱になった、心身に不調を来した、業績の悪化等を招くなど、就業環境を悪化させるだけでなく、企業の健全な経営を妨げ、経済活動全体の活力を損なう要因となっています。

そこで、町における「カスタマーハラスメント防止条例の制定」についてお伺いします。

1つ目。町における条例制定の必要性について、どのように認識していますか。

2つ目。条例制定に向けた検討状況や今後の方針、スケジュールはいかがですか。

以上、よろしくお願いします。

◇議長（金田倍視君） 質問が終了しました。

質問番号7及び8を一括して答弁願います。

町長。

◇町長（森平仁志君） 田中議員から2つのご質問をいただきました。

初めに「『街路樹』や『植え込み』等の適切な管理について」のご質問にお答えをさせていただきます。

議員からお話がありましたが、イタリア街道につきましては、平成15年に開通した小川上野線を、当時イタリア・チェルタルド市との友好親善姉妹都市協定20周年を記念して「イタリア街道」と命名をいたしまして、平成16年2月に記念碑の除幕と記念植樹が行われました。その折に、街路として植樹したものは、管理しやすい、そしてイタリアにちなんだ植木として、ポプラ、糸杉、オリーブなどを植栽いたしました。

田中議員がおっしゃっていたとおり、開通から約20年が経過し、状況が変化しており、今では甘楽中学校への通学路、また「にこにこ甘楽」への利用など、多くの方々に利用されている主要な幹線となっております。

イタリア街道には街路樹（植樹帯）となっておりますけれども、そして自転車歩行者道が整備されており、街路樹に係わる維持管理には費用がかかっているのは事実であり、承知をしております。一方、この街路樹の設置により、車道から分離された緩衝帯として、自転車や歩行者の安全性が高められているのも事実であります。また、町の景観形成の面からも、その必要性は非常に高いと考えております。

維持管理につきましては、作業環境の安全性も踏まえた効率的な維持管理方法をこれからも模索しながら進めてまいりたいと思っております。

ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えさせていただきますので、ご理解いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

そして、2番目の質問になります。「甘楽町カスタマーハラスメント防止条例の制定について」のご質問にお答えをさせていただきます。

議員のご質問のとおり、カスタマーハラスメントに関する問題は、近年、事業者、自治体、就業者、そして顧客等において深刻な課題となっております。社会全体で取り組むべき重要なテーマであると考えております。

特に、公共サービスを提供する立場にある私たち地方自治体では、適切な対応が求められており、カスタマーハラスメントに対する理解を深めるための啓発活動を推進していく必要があると考えております。

カスタマーハラスメントは、誰もがその被害者、そして加害者にもなり得る問題でありまして、社会や組織の根幹を揺るがす要因ともなります。そのため、企業や事業所等と連携を図りながら、社会全体で防止対策に取り組むことで、安心して働ける就業環境を整えることが重要であると認識しております。

条例の制定につきましては、社会情勢を注視しながら、これからも検討してまいりたい

と思っております。

行政と町民の皆さんとの信頼関係をさらに強めることが、カスタマーハラスメント防止に繋がるとも考えております。甘楽町を含め小さな町村では、住民の皆さんとの距離も近く、安全で安心な環境を実現するため、お互いに支え合い、そして暮らしやすいまちづくりの構築に努めてまいります。

ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきます。ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 建設課長。

◇建設課長（小澤大蔵君） 質問番号7番について、命によりお答えします。

街路樹及び植樹帯は、国道や県道、町道に沿って植えられた樹木や植物の帯で、様々な観点から重要性が認識されており、今でも道路整備を行う際には、街路樹（植樹帯）の設置については、国からも推奨がなされます。

1つ目の、街路樹の必要性についてどのように認識されていますかについてですが、イタリア街道の街路樹としての必要性については、イタリア・チェルタルド市との友好のシンボルでもある町道であります。車両と歩行者との距離を確保して安全性を高めることで、交通事故のリスクを低減させることが期待できます。また、車両の運転に対しても注意を促す効果があります。さらに、町長の答弁でもありましたように、甘楽中学校の通学路や「にこにこ甘楽」の利用者が増えて、街路樹としての必要性が高まったと考えます。

2つ目の、コスト削減の観点から街路樹の必要性について見直す考えはありますか、についてですが、町道の維持管理費として、草の除草から樹木の剪定など、主にシルバー人材センターなどに委託費として年間約350万円計上しております。そのうち、イタリア街道の維持管理費として16万円計上し、除草と街路樹や植木の剪定など、年3回行っております。コスト削減は重要な課題であり、担当として、この観点から効率的な管理方法を考えているところですが、植樹帯は交通の安全性を確保するために、非常に重要な役割を果たしております。その維持管理コストについては、安全を守るために必要不可欠と考えており、街路樹（植樹帯）の管理を継続していく考えです。

3つ目の質問、歩道の拡幅についてですが、自転車歩行者道として、国の定めた基準に基づき、歩道幅を3メートル以上確保して設計されており、自転車と歩行者が交互に通行できるため、自転車歩行者道の拡幅は考えておりませんが、今後も地域住民や学校との連携を強化しながら、利便性向上に向けた施策を検討し、安心して通行できる環境づくりに

努めてまいります。

以上になりますが、今後も維持管理の適切な施策を講じてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 総務課長。

◇総務課長（五十里比登志君） 命によりまして、お答えをさせていただきます。

質問1つ目の町における条例制定の必要性の認識について及び質問2つ目の条例制定に向けた検討状況や今後の方針、スケジュールについてを併せてお答えさせていただきます。

群馬県におきましては、事業者・就業者・顧客等が一体となって防止対策に取り組み、県民の豊かな生活に寄与することを目的として、田中議員のお話もありましたように、今年度令和7年4月施行でカスタマーハラスメントの防止条例が制定されており、令和6年10月施行の東京都、同じく11月施行の北海道に次ぐ国内で3例目となっております。

また、県内35市町村では、唯一嬬恋村のみが県と同様に制定されており、国内市町村では、三重県桑名市に次ぐ2例目となり、現在併せて5自治体で条例が制定されている状況でございます。

カスハラ対策におきましては、先般6月4日にカスハラから従業員を守る対策を企業に義務付けを行う「改正労働施策総合推進法」が参院本会議で可決され、公布から1年半以内に施行されることになりました。

この改正法につきましては、2019年の改正で、パワハラ防止策を企業に義務化したものにカスハラ防止策を追加したものになり、地方自治体も1つの事業所として対象となりますので、職員をカスハラに当たる行為から守るための対策を示さなければなりません。しかし、カスハラに関する防止対策につきましては、様々な事例を参考にした対応マニュアル等を策定するなど、慎重に検討する必要がある、企業や労働者の意見も取り入れた実効性のある内容にすることが求められます。

これらを踏まえ、条例制定にあたりましては、県内市町村の制定状況を注視しつつ、県と調整を図りながら迅速に対応したいと考えておりますので、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

質問番号7について、2回目の質問がありましたら、願います。

田中議員。

◇3番（田中 享君） 確かに、シルバー人材センターへの委託は破格な安価で契約されていると思います。シルバー人材センターの仕事を決して否定する訳ではありませんが、街路樹の剪定や歩道等の草刈りは非常に危険です。シルバーさん自身も危険ですし、通行する車両や歩行者、自転車も危険です。また、今後もシルバー人材センターに依頼できるとは限りません。金額面だけをもって判断するのは得策ではないと思われますが、いかがでしょうか。

現に、イタリア街道と鎌倉街道の信号交差点から逆に北方面、福島跨線橋方面へ向かう町道小川上野線は、イタリア街道と道路の規格、いわゆる幅員ですとか歩道の広さは同じですが、街路樹や植え込み等は一切なく、すっきりとした道路・歩道となっております。

また、オリーブ等の街路樹が無いとイタリア街道の意味がないとのお考えですから、この街道には町が設置したソーラー発電による防犯灯が設置されています。そこにイタリア国旗やチェルタルド市に関連するものを掲揚するとか、歩道にイタリア国旗等、何かイタリアらしい景色をプリントするなどしてはいかがでしょうか。道路に関しては、各種法律や条例、規則等でいろいろな規制があると思いますが、それらに反しない程度のものはいかがでしょうか。

◇議長（金田倍視君） 建設課長。

◇建設課長（小澤大蔵君） まず、シルバー人材センターの委託の関係になりますが、まずは安全で快適な生活を提供することだと考えております。そのため、コストだけでなく、安全性や作業の質、持続可能性を総合的に評価し、最適な方法を考えていく必要があります。

今後も、シルバー人材センターとの協力関係を維持しつつ、安全性を確保するための新たな取り組みや専門業者との連携についても検討してまいります。

もう一つ、イタリア街道の今後の活用についてなんですけれども、イタリア国旗やチェルタルド市に関連するものを併用するなど、国際交流を促進し、利用する方々にとっても魅力的な要素となると考えておりますので、今後は地域住民や関係部署の意見を伺いながら、検討したいと考えますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問は。

田中議員。

◇3番（田中 享君） 今後も街路樹の剪定や維持管理については、シルバー人材センターを活用するようですが、事故等には十分注意するようお願いいたします。先日報告があった、一般社団法人甘楽町シルバー人材センター令和7年度定期総会議案書の報告書の中で、草刈り中の事故が数件報告されています。くれぐれも事故の無いようにお願いします。

また、イタリア街道の今後の活用についてですが、その名前に恥じないよう、魅力的で美しい街道となるよう、維持管理をお願いします。

最後に、歩道への舗装についてですが、ご存じかと思いますが、現在リリーフペイント工法という工法が各地で用いられています。これは舗装面に、壁紙と耐久性が高いシリコンアクリル樹脂系塗料をスプレーによってデザインを施す工法です。維持管理も簡易で、耐久性や強度などの機能性が高く、安全性と景観の両方を図れます。今後の検討材料としてはいかがでしょうか。参考としてお伝えします。

以上で、街路樹の適切な管理について、質問を終了します。

◇議長（金田倍視君） 建設課長。

◇建設課長（小澤大蔵君） 歩道の舗装に関してですが、ご提案いただきまして、ありがとうございます。リリーフペイント工法は、維持管理が容易でありながら、耐久性や強度に優れ、安全性と景観の向上にも供する点など、承知しております。

今後の検討の材料として、経済面の負担や長期的なコスト削減効果も十分に考慮しながら、また多角的な視点から最適な道路空間を整備してまいりますので、ご理解、ご協力をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

◇議長（金田倍視君） 以上で、質問番号7が終了しました。

質問番号8について、2回目の質問がありましたら、願います。

田中議員。

◇3番（田中 享君） 先ほどの総務課長さんの答弁のように、確かについ先日の6月4日、参議院本会議で、改正労働施策総合推進法が成立いたしました。これはカスハラを防止するための対策法を企業や自治体に義務付ける初めての法律でございます。

カスハラについては、現状でも各事業者や県、市町村、学校など、特に窓口業務などによって、顧客、取引先、法的サービスの利用者などから威圧的な言動や不当な要求により、心身に不調が生じるなど被害を被っている労働者も多いと見られます。正当なクレームや意見は、業務改善のためにもしっかり受け止める必要があります。しかし、時には対

応者に対し、攻撃的に行われる行為や執務室中に響きわたる大声、机や物をたたくなどの行為が行われる場合もあり、職場環境を悪化させる要因として、官民間わず、社会的な問題となっています。

私も以前の職場で何度か経験したことがあります。そのような場合は、事実関係を確認するとともに、1人での対応をさせることは絶対避けるとともに、対応者以外の上司や同僚も含め、即座に行為の中止を求めるなどの対応を取る必要があります。

条例制定までには検討中ということなのですが、まだ時間かかりそうですが、現時点での町の対策はいかがでしょうか。

1つ目として、カスハラ対応の研修を行っていますか。

2つ目、対応マニュアルは整備されていますか。

3つ目、相談窓口は設置していますか。

4つ目、電話対応は録音可能としていますか。

いかがでしょうか。

◇議長（金田倍視君） 総務課長。

◇総務課長（五十里比登志君） 田中議員から第2質問ということで、4つの質問をいただきました。

まず、カスハラ対応の研修を行っているかというご質問なのですが、カスハラ、パワハラも含めてなのですが、様々な研修を県の町村会が年間を通して研修を主催しております。そちらのほうに職員を派遣し、受講を行っている状況でございます。

続いて、質問2つ目ではありますが、対応マニュアルは整備されていますかというものでございますが、対応マニュアルにつきましては、現在整備されておりませんが、厚労省が令和3年度に策定をいたしました「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を参考に、今後検討したいと思います。

条例制定におきましては、町全体に対しての条例ですから、ご承知のとおり県の条例についても、そんなに具体的にはうたっていないものになります。実際には、各事業所が対策マニュアルを策定し、様々な場面を想定した上での対応を決めるということになっております。役場におきましても、自治体でありますので、自治体に沿った形での対策マニュアルを検討したいと考えております。

続いて、3つ目の質問ではありますが、相談窓口は設置していますかというご質問でございます。職員が不当な扱いを受けた場合には、総務課庶務係がハラスメント窓口として対

応しております。また、日常の継続的な法務相談に加え、緊急時の対応や訴訟リスクにも迅速に対応できるよう、顧問弁護士と業務委託契約を締結しております。

続いて、最後になります4つ目の質問でございます。電話対応は録音対応をしていますかという質問でございますが、現在、町長のデスク、総務課長、福祉課長、産業課長、そして住民課窓口に設置しております5台の電話機に録音機能を付けておりまして、有事の対応が可能な状態にしてあります。しかしながら、直近3年間の利用状況におきましては、こちらを利用するような事案はありません。現状はそのような状況になります。

以上です。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問はありますか。

田中議員。

◇3番（田中 享君） 町でいろいろな体制を取っているということで安心いたしました。

カスハラ防止のためには、住民一人ひとりの意識改革が不可欠であります。カスハラは相手の人格を否定し、尊厳を傷つける行為であるとともに、社会全体に悪影響を及ぼしかねません。現在、群馬県や東京都の条例には罰則の規定はありません。いわゆる理念条例となっています。

しかし、著しい迷惑行為によって、カスハラと認定されるだけでなく、他の犯罪が成立する可能性があります。暴行罪や恐喝罪、名誉棄損罪等、取られる可能性もあります。場合によっては、カスハラ被害者から被害届の提出や刑事告訴されることもあります。また、行為者の氏名をウェブサイト等へ公表する方法もあります。これは行為者への制裁というよりも、住民への情報提供が目的であり、被害の防止等になります。

いずれにいたしましても、条例制定については、十分検討し、住民の方々、事業者や事業者等の意見を聞き、顧客等と働く人が対等な立場において相互に尊重する町を作り上げることが大切です。住民、事業者、行政が一体となって、カスハラのない公正かつ持続可能な社会を目指すためにも、条例の早期制定をお願いいたします。要望です。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

◇議長（金田倍視君） 答弁はいいですか。

◇3番（田中 享君） はい。

◇議長（金田倍視君） 以上で、質問番号8が終了しました。

以上で、田中享君の質問が終了しました。

これをもって、一般質問を終了いたします。

◇

○字句等整理委任の件

◇議長（金田倍視君） 以上で、令和7年第2回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

◇

○町長挨拶

◇議長（金田倍視君） 以上で、本定例会に上程されました全議案の審議が終了しました。

ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（森平仁志君） お許しをいただきましたので、令和7年甘楽町議会第2回定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本定例会も6日に開会し、本日最終日を迎えました。

今定例会におきましては、令和7年度一般会計及び下水道会計の補正予算、各条例の一部改正、繰越明許費繰越計算書の報告、都市農村交流協会、国際交流振興協会、並びに甘楽郡土地開発公社の運営状況の報告。それぞれ慎重にご審議を賜りました結果、すべて原案どおり、ご議決、ご承認を賜りまして誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

一般質問をはじめ、ご審議の過程でお寄せいただきました貴重なご意見、ご提言は十分念頭において今後の町政執行にあたる所存でありますので、引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご承知のとおり、政府が備蓄米を随意契約で売り渡す方針を示し、本県でも備蓄米の店

頭販売が始まりました。

近年の自然災害や国際情勢の変化を受けて、安定した食料供給体制を構築することが求められており、地域農業者と連携し、備蓄米の確保や流通体制の整備を進め、災害時にも安心して生活できる環境を整えていくことが重要となります。

今回の国の方針は、価格高騰と品不足に喘いでいた消費者にとっては少しでも安価で購入できる嬉しい対策ですが、本格的な田植えの時期になり、米農家の皆さんの苦労を考えますと適正な価格にこれからもなることを願うばかりです。

また関東甲信地方も先日梅雨入りをいたしました。梅雨や夏の時期には、湿度が高くなり体調不良を感じやすくなります。特に熱中症は深刻な健康問題でありまして、地域住民の皆様への啓発活動を強化し、特に高齢者の皆さんや子どもたちが安全に過ごせるよう、こまめな水分補給や適切な休息等と呼び掛けてまいります。

そして、楽山園にて先週から始まりましたホテル観賞会ですが、今週末も開催しております。園内はろうそくの灯りとともにホテルが飛び交う幻想的な世界を堪能することができますので、今週も大勢の皆様にお出かけをいただきたいというふうに思っております。

また、今後7月以降もイタリア・チェルタルド市との子どもたちの交流や甘楽町夏祭り・花火大会、ちいじがき蕎麦の里蕎麦づくりなど、町を元気にするイベントが控えています。議員の皆様におかれましても暑さに向かうこの時期、健康にくれぐれもご留意いただくとともに、甘楽町の元気発信のために諸行事へのご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、本日はこの議場にお越しいただき、長い時間にわたりまして傍聴いただきました皆様にも心から感謝を申し上げさせていただきます。

今後におきましても議会、そして町政に対し関心を高めていただきますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長挨拶

◇議長（金田倍視君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月6日に開会されました本定例会も、7日間の会期で開催され、上程された全議案を滞りなく終了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。定例会中、終始熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご理解とご協力を賜りまし

た森平町長をはじめ、執行各位に深く感謝申し上げます。

また、本日は長時間にわたり傍聴いただき誠にありがとうございました。傍聴いただいたご感想はいかがだったでしょうか。

私ども議会は「信頼される議会」「開かれた議会」を目指し、町当局、町民の皆様と力を合わせ、甘楽町の発展のために、全力で町政の課題に取り組んでいきたいと思っております。

今後も町民の代表である議会議員としてさまざまな問題や課題に積極的に取り組み、町の将来像を執行と一丸となって描いていきたいと思っております。執行当局には、より安全で安心なまちづくりの実現のため、より一層のご尽力をお願い申し上げる次第であります。

結びに、今定例会を傍聴していただいた皆様をはじめ、議員各位並びに執行各位におかれましては、健康に十分ご留意のうえ、益々のご活躍をされますよう心からご祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。

○閉 会

◇議長（金田倍視君） 以上で、令和7年第2回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後3時33分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 金 田 倍 視

署名議員 堀 口 博

署名議員 白 石 豊 樹